

令和8年2月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和8年2月10日（火）午後3時00分

場 所： 四万十町地域交流センターたのの
第1会議室・第2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長職務代理者あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第 1 号 専決処分の承認について
- ② 承認第 2 号 専決処分の承認について
- ③ 議案第 1 号 区域外就学の協議について
- ④ 議案第 2 号 区域外就学の協議について
- ⑤ 議案第 3 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑥ 議案第 4 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑦ 議案第 5 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑧ 議案第 6 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑨ 議案第 7 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑩ 議案第 8 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑪ 議案第 9 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑫ 議案第 10 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑬ 議案第 11 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑭ 議案第 12 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑮ 議案第 13 号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

5 協議事項

- ① 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

6 報告事項

7 その他

- ① 今後の日程について

教育長 職務代理者	谷口 和史
委 員	横山 順一、野中 裕子、西谷 史
事 務 局	川上 武史、今西 浩一、真城 和也、横山 光一 都築 桂

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和8年2月10日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

承認第2号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和8年2月10日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

参 考

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）【抜粋】

（区域外就学等）

第 9 条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第13号

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町教職員住宅条例の一部を下記のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和8年2月10日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例

四万十町教職員住宅条例（平成18年3月20日条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表大奈路小教員住宅2、十川教員住宅1、十川教員住宅2、昭和教員住宅6-1、昭和教員住宅6-2の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

今回の条例改正は、四万十町大正大奈路101番地2に所在する昭和55年建築の大奈路小教員住宅2、四万十町十川224番地1に所在する昭和47年建築の十川教員住宅1、2の2棟3戸は、教職員以外の者が入居しており、今後も居住する意思があるため、教職員住宅から除外する。

また、四万十町昭和678番地1に所在する平成9年建築の昭和教員住宅6-1、6-2の1棟2戸についても、令和8年度より教職員以外の者が継続して居住する予定のため、教職員住宅から除外する。

大奈路小教員住宅2の概要

建築年 昭和55年 構造 木造平屋建て 床面積 60㎡

十川教員住宅1の概要

建築年 昭和47年 構造 木造二階建て 床面積 40㎡

十川教員住宅2の概要

建築年 昭和47年 構造 木造二階建て 床面積 40㎡

昭和教員住宅6-1の概要

建築年 平成9年 構造 木造平屋建て 床面積 62㎡

昭和教員住宅6-2の概要

建築年 平成9年 構造 木造平屋建て 床面積 62㎡

【改正の内容】

四万十町教職員住宅条例の適用施設から「大奈路小教員住宅2、十川教員住宅1、十川教員住宅2、昭和教員住宅6-1、昭和教員住宅6-2」を除く。

参考

【新旧対照表】

改正後						改正前					
○四万十町教職員住宅条例						○四万十町教職員住宅条例					
平成18年3月20日条例第164号						平成18年3月20日条例第164号					
(省略)						(省略)					
別表 (第2条、第3条関係)						別表 (第2条、第3条関係)					
名称	建設年度	構造種別	建築面積(m ²)	設置場所	家賃月額(円)	名称	建設年度	構造種別	建築面積(m ²)	設置場所	家賃月額(円)
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
大奈路小教員住宅1	昭和57年	木造平屋建て	61	四万十町西ノ川149番地3	15,000	大奈路小教員住宅1	昭和57年	木造平屋建て	61	四万十町西ノ川149番地3	15,000
大奈路中教員住宅2-1	平成7年	木造二階建て	42	四万十町西ノ川85番地7	14,000	大奈路小教員住宅2	昭和55年	木造二階建て	60	四万十町大正大奈路101番地2	11,000
大奈路中教員住宅2-2	平成7年	木造二階建て	42	四万十町西ノ川85番地7	14,000	大奈路中教員住宅2-1	平成7年	木造二階建て	42	四万十町西ノ川85番地7	14,000
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
川口教員住宅7	昭和57年	鉄骨木造二階建て	30	四万十町十和川口519	12,000	川口教員住宅7	昭和57年	鉄骨木造二階建て	30	四万十町十和川口519	12,000

				番地						番地	
昭和教員住宅5-1	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000	十川教員住宅1	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町224番地1	6,800
昭和教員住宅5-2	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000	十川教員住宅2	昭和47年	木造二階建て	40	四万十町224番地1	6,800
昭和教員住宅5-3	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000	昭和教員住宅5-1	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000
大井川教員住宅1	昭和62年	木造平屋建て	59	四万十町大井川1495番地1	11,700	昭和教員住宅5-2	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000
大井川教員住宅2	昭和62年	木造平屋建て	48	四万十町大井川1495番地1	10,700	昭和教員住宅5-3	平成6年	木造二階建て	40	四万十町昭和446番地1	12,000
大井川教員住宅3	昭和62年	木造平屋建て	48	四万十町大井川1495番地1	10,700	昭和教員住宅6-1	平成9年	木造二階建て	62	四万十町昭和678番地1	17,000
<p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>						昭和教員住宅6-2	平成9年	木造二階建て	62	四万十町昭和678番地1	17,000
						大井川教員住宅1	昭和62年	木造平屋建て	59	四万十町大井川1495番地1	11,700